

平成18年度における内閣府所管独立行政法人の業務の実績に関する
評価の結果についての意見への対応状況について

内閣府独立行政法人評価委員会
沖縄科学技術研究基盤整備機構分科会

【内閣府所管法人共通事項】

	政独委からの指摘事項	対応状況
1	評価の基準についてより客観的かつ明確なものとなるよう見直すとともに、評価の結果についてもその考え方、理由、根拠等を評価の基準との関係においてより分かりやすく説明すべきである。	本年2月の分科会において、評価の基準についてより客観的かつ明確なものとなるよう、項目別評価表にて評価の視点を設定し、必要に応じて具体的な視点の例（評価表別紙）を作成するとともに、評価の結果について、その考え方、理由、根拠等を分かりやすく説明することを確認した。
2	当期総利益を計上していながら目的積立金を申請していない理由等を業務実績報告書等で明らかにさせた上で評価を行うべきである。	本年2月の分科会において、業務実績報告書の中で、目的積立金を申請していない理由等について明らかにするよう要請した。 平成19年度業務実績報告書においては、「第1部 IV（1）④目的積立金の申請、取崩内容等」において明らかにされている。
3	主要な固定資産についての減損会計の情報（保有目的、利用実績など）なども十分活用して保有目的・利用状況を把握した上で資産の活用状況についての評価を行うべきである。	本年2月の分科会において、項目別評価表に整理合理化計画に基づく事項を盛り込み、その中で資産有効活用について保有目的・利用状況の観点から評価を行うこととした。
4	高コスト構造となっている業務などについて経費削減の手段としての官民競争入札等の活用についての評価を行うべきである。	本年2月の分科会において、項目別評価表にて外部委託及び官民競争入札の活用の検討等の観点から評価を行うこととした。
5	コンプライアンス体制の整備状況（倫理行動規程の策定、第三者を入れた倫理委員会等の設置、監事による内部統制についての評価に実施など）等についての評価を行うべきである。	本年2月の分科会において、コンプライアンス体制の整備等について、項目別評価表にて体制の整備、強化のための取組等の観点から評価を行うこととした。

【個別の指摘事項】

	政独委からの指摘事項	対応状況
1	利益剰余金の発生要因等を業務実績報告書等に明らかにさせた上で、業務運営の適切性の評価を行うべきである。	本年2月の分科会において、業務実績報告書の中で、利益剰余金の発生要因等について明らかにするよう要請した。 平成19年度業務実績報告書においては、「第1部 IV(1) ④目的積立金の申請、取崩内容等」において明らかにされている。
2	業務実績報告書等に業務の進捗状況等を具体的に記載させた上で、厳格な評価を行い、その評価の考え方、理由、根拠等についても明らかにすべきである。	本年2月の分科会において、業務実績報告書等において業務の内容及び進捗状況等の基本状況を明らかにするよう要請した。また、そうした情報に基づき厳格な評価を行い、その評価の考え方、理由、根拠等について明らかにすることを確認した。